

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成29年4月7日（平成29年（行情）諮問第135号）

答申日：平成29年11月24日（平成29年度（行情）答申第335号）

事件名：昭和47年のINPADOC設立に関し各同盟国が主張した内容に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「1972年に International Patent Documentation Center（以下「INPADOC」という。）が、世界知的所有権機関（以下「WIPO」という。）の情報活動の国際化を推進するため欧州の一国であるオーストリアと協定を締結し設立されているが、このINPADOC設立に関し日本国を含む各同盟国が主張した内容に関する文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月21日付け20160921特許3により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

INPADOCは、各国の対応特許であるパテントファミリーという実務上不可欠なデータベースを有しており、日本特許庁も自国の出願データ等を無償で提供している組織である。したがって、1972年にINPADOCが、WIPOの情報活動の国際化を推進するため欧州の一国であるオーストリアと協定を締結し設立されているが、このINPADOC設立に関し日本国を含む各同盟国が主張した内容に関する文書が存在しているはずである。不開示理由として「上記開示請求に係る文書の存在は確認できなかったため。」旨記載されているが、もともとなかったのか、それとも以前は存在したが廃棄したのか、又は公文書館に移管されたのか。もし廃棄された場合は保存期間及び廃棄年月日を、もし公文書館に移管されたのなら移管年月日を明確にしていきたい。

よって、原処分を取り消す旨の決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分及びその理由

本件対象文書の開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書は存在しないため、平成28年10月21日付けで不開示とする原処分を行った。

2 審査請求人の主張についての検討

本件請求文書が特許庁で作成・取得されたと仮定すると、設立に至る過程での議事資料等が該当すると想定され、その作成・取得時期としては、INPADOCの設立された1972年（昭和47年）以前と考えられる。

その当時の特許庁の文書管理の内規では、「条約，国際協定および国際会議に関する文書で重要なもの」の保存期限は20年、「条約，国際協定および，国際会議に関する文書」の保存期限は5年であり，本件請求の対象となり得る行政文書は，遅くとも1990年代には廃棄又は移管されていたことになる。また，該当文書が上記の時期以降に作成・取得されていた可能性も踏まえ，念のため担当部署の書庫・書架を搜索したものの，その存在は確認できなかった。

3 結論

以上のとおり，本件審査請求については何ら理由がなく，原処分の正当性を覆すものではない。

したがって，本件審査請求については，棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成29年4月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年10月30日 審議
- ④ 同年11月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，INPADOC設立に関し日本国を含む各同盟国が主張した内容に関する文書である。

諮問庁は，本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，諮問庁から次のとおり説明があった。

ア INPADOCは，WIPOとオーストリアとの間の協定に基づいて，1972年にオーストリアのウィーンに非営利の特許情報機関として設立され，書誌及び複数の国に出願された同一の特許出願から生

じる特許文献のデータベースであるパテントファミリーのデータ提供など世界的な特許文献サービスを行っていた。

1991年に欧州特許庁（以下「EPO」という。）は、更なる情報サービスの提供のためオーストリアと協定を結び、INPADOCをEPOに統合した。

イ 特許庁では、平成13年4月1日の法施行を踏まえ、同年1月6日に特許庁行政文書管理規程が制定され、平成12年度以前に作成又は取得した行政文書がつづられている行政文書ファイルについても、平成13年4月2日に作成した平成13年度の行政文書ファイル管理簿に登録している。

ウ 本件開示請求を受け、特許庁の関係部署において書架・書庫等の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できず、平成13年度の行政文書ファイル管理簿の確認を行ったが、本件対象文書がつづられていた可能性のある行政文書ファイルは登録されておらず、本件対象文書の存在は確認できなかった。

エ 本件対象文書の作成及び取得の有無は不明であるが、作成又は取得されていたとしても、その作成又は取得時期は1972年以前と考えられ、文書の保存期間について、当時の特許庁文書取扱規程及び通商産業省本省文書保存細則を確認したところ、同細則別表第2類4号において「条約、国際協定および国際会議に関する文書で重要なもの」は20年、同表第4類1号において「条約、国際協定および国際会議に関する文書」は5年と規定されており、本件対象文書は、平成13年度の行政文書ファイル管理簿が作成された時点以前に、保存期間満了により廃棄されたと考えられる。

(2) 諮問庁から平成13年度の行政文書ファイル管理簿並びに当時の特許庁文書取扱規程及び通商産業省本省文書保存細則の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)イ及びエの説明のとおりであると認められ、また、上記(1)ウの探索の方法及び範囲についても特段の問題はないので、本件対象文書の存在は確認できなかった旨の諮問庁の上記(1)イないしエの説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久